

会計年度任用職員第2次募集

国保年金課

連絡先 〒 289-1392 山武市殿台296
☎ 0475-80-1143

1 事務補助員

【必要な資格・スキル】

- ・ パソコン操作（ワード、エクセル）

【業務内容】

- ・ 国民健康保険事務補助
（窓口・電話対応を一部含む。）

【給与】 時給1,054円～1,150円

【任期】

令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日

【勤務日数・時間】

- ・ 週 2 日
- ・ 9:00～17:00（うち休憩1時間）

【社会保険等】 なし

【募集人数】 1 名

収税課

連絡先 〒 289-1392 山武市殿台296
☎ 0475-80-1151

1 事務補助員

【必要な資格・スキル】

- ・ パソコン操作（ワード、エクセル）
- ・ 普通自動車運転免許

【業務内容】

- ・ 収納及び徴収事務補助
（パソコン入力、窓口対応等）

【給与】 時給1,054円～1,150円

【任期】

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

【勤務日数・時間】

- ・ 週 5 日
- ・ 8:30～16:30（うち休憩1時間）

【社会保険等】 社会保険、雇用保険加入

【募集人数】 1 名

高齢者福祉課

連絡先 〒 289-1392 山武市殿台296
☎ 0475-80-2642

1 栄養士

【必要な資格・スキル】

- ・ 管理栄養士資格
- ・ 普通自動車運転免許

【業務内容】

- ・ 訪問、電話等による栄養指導
- ・ 健康講話等の実施
- ・ 上記に伴う平易な事務作業

【給与】 時給1,168円～1,298円

【任期】

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

【勤務日数・時間】

- ・ 週 3 日
- ・ 9:00～16:00（うち休憩1時間）

【社会保険等】 なし

【募集人数】 1 名

<p>1 事務補助員</p> <p>【必要な資格・スキル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通自動車運転免許 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者に対する個別的支援業務 ※専門職職員に同行していただきます。 窓口、電話対応業務 これらに伴う平易な事務作業 <p>【給 与】 時給1,054円～1,150円</p> <p>【任 期】 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日</p> <p>【勤務日数・時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 週 5 日 9:00～17:00（うち休憩1時間） <p>【社会保険等】 社会保険、雇用保険加入</p> <p>【募集人数】 1 名</p>

<p>1 生活保護面接相談員</p> <p>【必要な資格・スキル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 右欄参照 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護希望者の面接、申請受付 生活保護申請者の調査、記録作成 その他付帯する事務 <p>【給 与】 月給190,138円～211,356円</p> <p>【任 期】 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日</p> <p>【勤務日数・時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 週 5 日 8:30～17:15（うち休憩1時間） 時間外勤務あり <p>【社会保険等】 社会保険、雇用保険加入</p> <p>【募集人数】 1 名</p> <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護業務手当有 月3,500円

<p>【生活保護面接相談員に必要な資格・スキル】 ※1～3のすべてが必要</p> <p>1. 生活保護関係業務の専門的知識 なお、専門的知識の目安は(1)～(5)のいずれかとなります。</p> <p>(1) 生活保護関係業務の相当の経験 福祉事務所において、所長、生活保護担当課長、査察指導員及び現業員等の生活保護事務に従事した経験が3年以上あること</p> <p>(2) 障害、高齢、児童に関する相談業務（社会福祉施設における相談業務も含む。） に従事した経験が3年以上あること</p> <p>(3) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、公認心理師の資格を有する者 にあっては、相談業務に係る実務経験が1年以上あること</p> <p>(4) 看護師、准看護師の資格を有する者にあっては、相談業務に係る実務経験が 3年以上あること</p> <p>(5) その他</p> <p>① 社会福祉協議会において、コミュニティ・ソーシャルワーカーの業務経験が 3年以上あること</p> <p>② 特定非営利活動法人において、生活困窮者等への相談・支援事業を行う団体 における相談業務経験が3年以上あること</p> <p>③ 病院において、医療ソーシャルワーカー又は精神科ソーシャルワーカーの 業務経験が3年以上あること</p> <p>※ 採用にあたっては、厚生労働省において専門的知識の要件を満たしているか、 履歴書の内容による事前確認があります。</p> <p>2. パソコン操作（ワード、エクセル程度）</p> <p>3. 普通自動車運転免許</p>
